

システムと信号処理サブソサイエティ選奨規程

(令和元年5月1日 制定)

(趣旨)

第1条 基礎・境界ソサイエティ運営規程第3条に基づき、システムと信号処理サブソサイエティ（以下、本サブソと称する）の活動に関連する表彰をこの規定により行う。

(審議委員会)

第2条 表彰候補者ならびに対象者を決定するために審議委員会を設置する。審議委員は、本サブソ委員長、副委員長、庶務正幹事とし、審議委員長は本サブソ長とする。必要に応じて、審議委員長は、本サブソの役員(委員または幹事)の中から審議委員を指名することができる。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類および対象者は次の通りとする。

イ. システムと信号処理サブソサイエティ功労賞

本サブソの運営ならびに本サブソによるイベントに多大なる貢献をした個人。

ロ. システムと信号処理サブソサイエティ貢献賞

本サブソの運営に多大なる貢献をした個人。

いずれの表彰対象者も電子情報通信学会の会員とする。

(被表彰者の決定)

第4条 各表彰の受賞者は、審議委員会からの選出に基づき、本サブソ委員会の議決により決定する。

(授与式)

第5条 各表彰は、ソサイエティ大会その他適当な機会において行う。

(贈呈)

第6条 各表彰に対する贈呈は以下とする。いずれも賞金はもうけない。

イ. システムと信号処理サブソサイエティ功労賞：表彰状

ロ. システムと信号処理サブソサイエティ貢献賞：表彰状

(規定の改定)

第7条 本規程の改訂は、本サブソ委員会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、令和元年5月1日より施行する。